

助成金の請求・支払に関する変更点について

①請求書への押印省略について

釧路市では、令和3年9月より行政分野における デジタル化・オンライン化に向けた押印等の見直しの取組として、個人・事業者等 から提出いただく請求書について押印を省略できることとし、電子メールによる提出も可能となりました。

■押印を省略する場合の注意事項について

1. 押印を省略する場合は、請求者名等の記載事項に加え、請求書の発行に関する「本件責任者と担当者の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載が必要です。

【記載例】

	氏 名	連絡先（電話番号）
本件責任者	営業部長 ○○ ○○	****-**-*****
担 当 者	経理担当 ○○ ○○	****-**-*****

※確認のため、記載していただいた連絡先に連絡させていただく場合があります。

2. 請求書を電子メールにより提出する場合は、押印を省略した請求書として受理することになりますので、「本件責任者と担当者の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載 してください。

3. 従来どおり押印のある請求書の提出も可能です。この場合は取扱いの変更はありませんので、「本件責任者と担当者の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載は不要です。

4. 従来どおり「助成金交付申請書」「補助金等概算払申請書」「委任状」「助成金変更（取下げ）申請書」「事業実績報告書」「精算報告書」への押印は必要です。

②現金払いの取り扱いについて

釧路市では、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、現金払いをしているものは、原則、口座振込での支払いへの移行を進めております。

助成金の受取につきましても、原則、口座振込での受取をお願いいたします。

口座振込先の名義人名が、申請者名と異なる場合は、「委任状」が必要です。

受け取るための口座がないなど特別な事情がある場合は、事前に担当者まで連絡をお願いいたします。